

県立座間谷戸山公園運営会議規約

(名称)

第1条 本会は、県立座間谷戸山公園運営会議（以下「会」という。）と称する。

(目的)

第2条 会は、県立座間谷戸山公園（以下「谷戸山公園」という。）の存在意識である、里山としての貴重な緑や多彩な動植物を保全し、自然生態観察公園としてふさわしい谷戸山公園の管理運営や利用のあり方を協議し、かつ、行動することを目的とする。

(構成)

第3条 会は、次の構成をもって組織する。

会長 会長は、会員の中から互選により選任するものとし、会を招集及び統括し、会の議長を務めるものとします。ただし、会長が議長を務められない場合は、会長の指名を受けたものが議長を務める。

会員 会員は、谷戸山公園で自然観察活動、環境保全活動、レクリエーション活動を行っている団体及び別表に定める関係行政機関とする。
なお、新たに入会しようとする者は会の同意で認めることが出来るものとする。

専門委員 谷戸山公園に深く関わりがあり、会の同意で認められた者を専門委員として置くことができるものとする。専門委員は、会への助言や会員の活動支援等を行うものとする。

事務局 事務局は、会の事務を統括するものとし、指定管理者の公益財団法人神奈川県公園協会（以下「公園協会」という。）が努める。

(運営)

第4条 会は、第2条の目的を達成するため、会員の個人及び団体の人格の考え方を相互に尊重しつつ、自由闊達な意見を交換しあうものとし、次の活動をする。

- (1) 管理運営の具体的方法又は方針に関する意見交換及び提案。
- (2) 谷戸山公園の調査及び保全。
- (3) 会員相互の活動及び谷戸山公園のイベント日程等の調整。
- (4) 学識経験者を招いての勉強会の開催及び他の公園等の視察研究。
- (5) その他、会の運営に必要と認められること。

2 会の運営・活動は、ボランティア活動を基本とする。

3 神奈川県厚木土木事務所東部センター（以下「県」という。）及び公園協会は、会の意見や提案に対して誠実に対応し、その活動に出来るだけ支援を行うものとする。

(会議の傍聴)

第5条 会は、構成員以外で会長と座間谷戸山公園長が認めた者は傍聴させることができる。

(事務局)

第6条 会の事務局は、谷戸山公園管理事務所内に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項は、会の協議で決定する。

附 則 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

運営会議の議事内容等の一般公開基準について

趣旨；多くの県民の皆さま、一般利用者の方に、自然生態観察公園として谷戸山公園を運営管理するにあたり、ご理解とご協力をいただくために運営会議で検討・協議された事案について速やかに公開するものである。

- 1 検討・協議されて、一定の結論の出たものについては要点のみを掲載する。原則として団体名、個人名は公表しないが、会長および事務局が必要であると判断した場合は、この限りではない。
- 2 途中経過については、団体名・個人名は公表せずに論点のみを掲載する。
- 3 希少・貴重な動植物の存在等については、盗掘の恐れがあるため公表しない場合がある。なお、公表については事前に運営会議等で検討する。
- 4 公園のホームページと園内の掲示板に掲載する。
- 5 掲載する内容については、最終的に会長および事務局で決定する。
- 6 県民の皆さま及び一般利用者の方からのご意見については、運営会議事務局（谷戸山公園管理事務所）で対応し、後日運営会議に報告する。
- 7 タイトルは「運営会議ニュース」とする。
- 8 平成20年4月より実施する。

公園利用のルールについて（お願い）

趣旨：来園者の皆さまがお互いに気持ちよく、そして楽しく公園を利用して頂くために、それぞれの利用形態別にルールを制定した。

・撮影時のルールについて

- イ) 混雑時の水鳥の池のデッキ上においては、黄色のラインより南側をカメラ用三脚の立てるゾーンとし、北側は一般観察者の観察ゾーンに区分する。
- ロ) 西9～北20付近の園路については、来園者および管理用車両の通行に支障の無い範囲でカメラ用三脚を立てることが出来る。
- ハ) その他の園路上においても同様である。ただし、園路沿いの植物を踏み荒らさないこと。
- ニ) 第1・第2観察小屋内においては、一般観察者が何時でも観察出来ることを前提に、カメラ用三脚を立てることが出来る。
- ホ) 野鳥の営巣時などには、若干の規制をする場合がある。その場合、規制については遵守する。

・立入禁止区域への立入り時のルールについて

- イ) 許可された利用者が立ち入る時は、管理事務所に届出るとともに、事前に調査内容などについて、園内に掲示し、一般来園者に対して周知をはかる。また、軽微な立ち入りについては、園内の掲示を省略する事が出来る。
- ロ) 管理事務所より貸与された腕章を必ず着用する。
- ハ) 出来るだけ林床を傷めないように注意する。

運営会議 構成団体名簿

平成23年4月現在

団 体 名
谷戸山野鳥と自然の観察グループ
座間のホタルを守る会
座間市に緑を育てる市民の会
ふるさとフォーラム座間
グリーンタフ（神奈川県自然観察指導員連絡会）
座間市星の谷地区社会福祉協議会
座間谷戸山公園ボランティア ぼらぼら
さがみネイチャーゲームの会
グリーン相模原ネイチャーゲームの会
谷戸山写楽会
谷戸田の会
里山保全隊・花植えたい（公園行事）
座間市公民館 ふれあい自然科学クラブ
座間市北地区文化センター
座間市 公園緑政課
厚木土木事務所東部センター 道路都市課
石川 専門委員
丸山 専門委員
公益財団法人神奈川県公園協会 公園課
公益財団法人神奈川県公園協会 県立座間谷戸山公園